

各都道府県介護保険担当課（室）
各保険者介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 老健局 老人保健課ほか

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間
及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の施行
について

計5枚（本紙を除く）

Vol.208

平成23年5月27日

厚生労働省老健局老人保健課

〔 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願ひいたします。 〕

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3949)
FAX：03-3595-4010

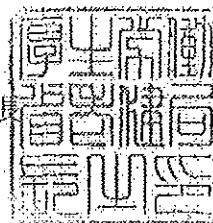


老癡 0527 第3号

平成23年5月27日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長



東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間
の特例に関する省令の施行について

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例
に関する省令（平成23年厚生労働省令第66号。以下「特例省令」という。）が、
本日公布及び施行されたところである。

制定の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、貴職においては、その旨御了知の
上、貴都道府県内の市町村等の保険者への周知徹底を図られたい。

記

1. 特例省令の内容

(1) 要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について（第1項関係）

東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町
村の区域（東京都の区域を除く。）内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有
効期間（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）
第38条第1項に規定する要介護認定有効期間をいう。以下同じ。）及び要支援認
定有効期間（規則第52条第1項に規定する要支援認定有効期間をいう。以下同じ。）
については、従来の期間に新たに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合
算すること。

(2) 当該措置の対象について (第2項関係)

当該措置は、平成23年3月11日から平成24年3月31日までの間に第1項の規定の適用がないとしたならば満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について適用すること。

2 施行期日

特例省令は、公布の日から施行すること。

1 平成23年5月27日 金曜日

第 5563 号

○道路交通法第百十一条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件
(國家公安委一三)
○本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件の一部を改正する件(総務一九六)
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件
(政治資金適正化委三〇)
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件(同三一)

告示

省
令

- 除籍の一部が滅失した件
（法務二六六、一六七）

○不動産登記規則第三十六条第一項第二号等の規定に基づき登記所を指定する件（同二六八）

○日本国に帰化を許可する件
（同二六九）

〔省令〕

○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（法務一九）

○薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（厚生労働六五）

○東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間の特例に関する省令（同六六）

〔告示〕

○道路交通法第一百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件（國家公安委一三）

○本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件の一部を改正する件（経務一九六）

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（同三一）

○政治資金適正化委三〇）

○農業近代化資金金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同一〇六四）

○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同一〇六五）

○肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、内用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であつて農林水産大臣の指定するものを指定する件の一部を改正する件（同一〇六六）

(厚生労働省)
労働保険審査官及び労働保険審査会法
第五条の規定に基づく関係事業主を代
表する者の候補者の推薦について(同)

勞
働

〔四〕

皇室事項

外務省 経済産業省 三重県 山口県

○船舶安全法第六条の規定に基
き、事業場を製造認定事業場として
認定した件（同五五〇～五五一）

る指針の一部を改正した件
(経済産業一二四)

○保全林の指定施設要件を変更する件
○住宅の窓を製造し、又は輸入する事
業を行なう者が当該窓の断熱性に係る
(同一〇六七一〇七四)

公告

金融商品取引業者に対する行政処分、特定保険募集人の所在の確認等、製造たばこ小売定価、金融商品取引業者の登録取消し処分、金融商品取引業者の営業保証金に係る仮配当表、投資助言・代理業者の営業保証金に係る権利の実行に関する意見聴取会、個別労働関係紛争解決手続実施団体指定、建設業の許可の取消处分、鉄道財團設定関係

平成23年5月27日 金曜日 官報

第5563号

2

省令

○法務省令第十九号

法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)第十九条第一項、不動産登記法(平成十六年法律第四百二十三号)第七条(他の法令の規定において準用する場合を含む)、商業登記法(昭和三十八年法律第五百一十五号)第二条(他の法令の規定において準用する場合を含む)、公証人法(明治四十二年法律第五十三号)第十条第二項並びに人権擁護委員法(昭和二十四年法律第三十九号)第十六条第一項及び第二十条の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二十七日

法務大臣 江田 五月

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令(平成十三年法務省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第一條 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則(平成十三年法務省令第十一号)の一部を

さいたま地方法務局所沢支局及び久喜支局の管轄に属する商業登記の事務(商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く)は、さいたま地方法務局を取り扱わせる。

第三条 第二項を第三項とし、第一項を第一項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

さいたま地方法務局所沢支局及び久喜支局の管轄に属する商業登記の事務(商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く)は、さいたま地方法務局を取り扱わせる。

第三条 第二項を第三項とし、第一項を第一項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

さいたま地方法務局八戸支局及び五所川原支局の管轄に属する商業登記の事務(商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く)は、青森地方法務局で取り扱わせる。

附則

この省令は、平成二十三年六月二十日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ

当該各号に定める日から施行する。

第一 条中登記事務委任規則第二条の改正規定並びに第四条中別表第一さいたま人権擁護委員協議会の項及び越谷人権擁護委員協議会の項の改正規定(平成二十

議会の項、大宮人権擁護委員協議会の項及び横手人権擁護委員協議会の項を削る。

三年六月六日

第一 条中登記事務委任規則第三十九条の改正規定 平成二十三年六月二十三日

○薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)第九条第一項 第二十九条の二第一項 第三十六条の五、第三十六条の六第二項及び第三項並びに薬事法の一部を改正する法律(平成十八年法律第百四十二条、第三条第一項 第五条及び第六条第一項の規定に基づき、薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令(平成二十一年厚生労働省令第十号)の一部を次のように改正する。

厚生労働大臣 細川 律夫
薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令(平成二十一年厚生労働省令第十号)の一部を次のように改正する。

附則第二十三条第一項及び第二十九条から第三一条までの規定中「平成二十三年五月二十一日」を平成二十五年五月三十一日)に改める。

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第六十六号
介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第二十八条第一項(同条第十項において準用する場合を定める。)

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令 平成二十三年五月二十七日

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令 平成二十三年五月二十七日

京都の区域を除く、内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有効期間(介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)以下「規則」という)第三十八条第一項において準用する要介護認定有効期間をいう。以下同じ。)及び要支援認定有効期間(規則第五十一条第一項に規定する要支援認定有効期間をいう。以下同じ)に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号に掲げる期間と第一号に掲げる期間を合算して得た期間

第一号に掲げる期間及び十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間

3 平成 23 年 5 月 27 日 金曜日 官 報

第5563号

2 前項の規定は、平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月三十日までの間に前項の規定の適用がないとしたならば適用する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について適用する。

呂示

○國家公安委員会告示第十三号
道路交通法（昭和二十五年法律第二百五号）第二百十条第一項の規定に基づき、平成十一年國家公安委員会告示第十六号（道路交通法第二百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。
平成二十三年五月十七日
國家公安委員会委員長 中野 寛成
八王子市から北本市まで

に改め、同表四百九十号の項中「同町真名」を「同町赤」に改める。

附
則

正規定は、平成二十三年五月二十日から施行する。
○総務省告示第百九十六号
無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第一百四十条の規定に基づき、平成二年総務省告示第八号（本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件）の一部を次のように改正する。
一部を次のように改正する。
平成二十三年五月二十日
第一号の表を次のように改める。

無線局の名称	呼出名称	電波の型式及び周波数(KHz)	送信時刻(中央標準時による。)
しおかぜ	しおかぜ	A三E A三E 六、 …三五	A三E A三E 五、 九六五 六、 〇四五
			午前五時から午前六時まで
まで	午後十時三十分から午後十一時三十分		

○政治資金適正化委員会告示第二十号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。
平成二十三年五月二十七日 政治資金適正化委員会委員長 上田廣一
登録番号 氏名 抹消年月日 抹消事由
三五〇三 阿部 隆雄 一三、一、一二 政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
一一九三 抑野 誠一 一三、一二、一〇 政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号

法務大臣 江田 五月
指定の効力が生ずる日
平成二十三年六月六日

方が該わ法務局手登の年す置局
法があれ務に市規規法する規の法
務つ人る局履増の定務省則支局
局たのこにする事に省令等の及び
場中とおける町務よ令第一平成十
湯賀台の秋などなつたり所内田農
請又は秋内田内多田農商号三正設
湯賀台之秋は請水田地事子請水
湯賀台支局

日 甲戌(一十三年六月二十一)